

議会運営委員会会議録

平成18年11月28日(火)

(開 会) 11:53

(閉 会) 12:45

○ 委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。

おはかりいたします。坂平委員から本委員会を欠席する旨の届出がっております。本委員会としまして、坂平委員の代わりに花村議員に委員外議員として出席を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。花村議員、委員席のほうへどうぞ。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成18年第5回定例会の提出議案について昨日の委員会で提出が遅れる旨の説明がありました。平成18年度飯塚市一般会計及び特別会計補正予算書が提出されております。予算の説明は、先日の議会運営委員会の際、予算概要に基づき行われておりますので、執行部の説明は省略させていただきます。質疑をお受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですから質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、「議案の付託委員会の訂正」について事務局に説明させます。
議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

議案の付託委員会の訂正について説明いたします。議案書または、お配りしております付託委員会の訂正表をご覧くださいと思います。11月21日に開催されました議会運営委員会におきまして、議案第130号 平成18年度 飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計 補正予算(第1号)、議案第134号 平成18年度 飯塚市立颯田病院事業会計補正予算(第1号)、議案第137号 飯塚市養護老人ホーム条例、議案第146号 飯塚地区養護老人ホームの維持管理に関する事務の受託の廃止について、以上4件の議案につきましては、厚生委員会に付託ということで決定いただいておりますが、いずれも、病院・老人ホーム対策における関連議案であることから、付託事件を所管しております「病院・老人ホーム対策特別委員会」に付託することが適当であると判断いたしましたので、訂正のうえご決定を諮っていただいております。ご審議方よろしく願います。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 本松委員

お尋ねいたします。私どもの感覚からすれば、ただいまの付託委員会の変更、訂正につきましては、ちょっとわからないといいますか、通常、厚生委員会ですべきではないかというふうに感覚的には思っております。特別委員会がそうした予算のほうまで審議するのは、それなりの理由というかあると思いますので、もう少し詳しくご説明をいただきたいというふうに思っています。

○ 議事課長

この件につきましては、厚生委員会、病院・老人ホーム対策委員会との委員長とも了承済みでございます。

○ 議会事務局長

ただいま両委員長にもちよっとご相談いたしまして、特別委員会の場合には、それぞれの常任委員会が所管している事項から選び出して特別委員会を作っておりますので、そういった意味から、やはり病院と老人ホームに対するものの委員会を作りましたものですから、そちらのほうの事項を特別委員会のほうに厚生から抜き出すという形になりますものですから、そういう形でご相談して、そのように決定していただいと考えたところでございます。

○ 本松委員

わかりました。

○ 川上委員

共産党の川上です。ただいま本松委員のほうから指摘のあった件ですが、議案130号と134号は予算議案なんですね。137と146は、公の施設の設置に係わる議案なんですね。その一方で、病院・老人ホーム対策委員会というのは、筑豊労災病院、それから市立穎田病院、愛生苑、志ら川荘の今後の運営のあり方について調査・検討するというのが任務の特別委員会です。従って、私は、137号、146号については、この病院・老人ホーム対策委員会付託は適当であろうと思います。しかしながら、予算議案となっている130号と134号については、議会ルールに則って厚生常任委員会で諮るべきであろうと思うわけです。ご検討をお願いしたいと思います。

暫時休憩 12:00

再開 12:13

○ 委員長

委員会を再開いたします。いま川上委員のお話は、私としてはお受けさせてもらっておきます。質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案の付託委員会の訂正」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会の訂正」については、そのように決定いたしました。次に、「会議予定変更案について」事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

お手元に配付しております「平成18年第5回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。会議予定の変更でございますが、ただいまお諮りいたしました4件の議案の付託委員会訂正によりまして12月7日から12月11日までの会議予定の内容を変更させていただきます。以上で説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。「会議予定変更案」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「会議予定変更案」については、そのように決定いたしました。次に、「病院・老人ホーム対策特別委員長報告の本会議での取り扱い」についてでございますが、本日、病院・老人ホーム対策特別委員長報告において、筑豊労災病院、飯塚市立穎田病院、及び愛生苑に関する基本的運営方針について委員会了承となった旨の報告が行われることになっております。今回、議長から、委員長報告の際、この3件の基本的運営方針について、本会議において賛否を諮りたいとのことで、諮問がっておりますので、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○ 川上委員

病院・老人ホーム対策特別委員会は、調査を目的にして設置された委員会ですね。その委員長報告の採択を持ってですね、市の方針を議会です承するというようなルールはないと思います。そもそも、病院・老人ホーム対策特別委員会において、意見の集約という名において委員会が簡易採決を取って、その結果を持ってですね、市長の方針を議会が了承・同意したというふうに言い張るのもおかしい。従って、私は今、委員長が議長の諮問として提案されたことについては同意出来ません。

○ 委員長

ほかに質疑・意見等はありませんか。質疑・意見を終結したいと思います・・・暫時休憩いたします。

暫時休憩 12:16

再開 12:20

暫時休憩 12:20

再開 12:22

○ 委員長

委員会を再開いたします。本日の本会議における病院・老人ホーム対策特別委員長報告の際「筑豊労災病院、飯塚市立頼田病院、及び愛生苑に関する基本的運営方針」について本会議において賛否を諮ることについて賛成の委員は挙手願います。

賛成多数。よって、「病院・老人ホーム対策特別委員長報告の際、「筑豊労災病院、飯塚市立頼田病院、及び愛生苑に関する基本的運営方針」については、本会議において賛否を諮ることに決定いたしました。次に「議員提出議案の取り扱いについて」事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

お手元にお配りしておりますとおり、本日、2件の議員提出議案が提出されております。

議員提出議案第15号 「飯塚市議会解散に関する決議」は、共産党の川上議員ほか5名から議員提出議案第16号 「平成19年3月30日をもって飯塚市議会を解散すること」に関する決議は、道祖議員ほか76名から提出がっております。

この2件の議員提出議案の取り扱いでございますが、いずれも本日の本会議において議決を行っていただく必要性がございます。本日の議事日程中、議案の提案理由説明の後に掲載し、採決の方法は、本日の本会議において、委員会付託を省略し、提案理由説明、質疑、討論、採決としていただいておりますので、ご審議方よろしく願いいたします。

なお、議員提出議案第15号 「飯塚市議会解散に関する決議」は、「地方公共団体の議会の解散に関する特例法」に基づき提出された議案でございますので、同法第2条第2項の規定によりまして、在職議員の4分の3以上の議員が出席し、5分の4以上の議員の同意があった場合において、そのときにおいて議会が解散するものでございます。

なお、本案の採決につきましては、起立採決としていただいております。

次に、議員提出議案第16号 「平成19年3月30日をもって飯塚市議会を解散すること」に関する決議につきましては、機関意思決定としての決議でございますので、過半数の議員の賛成をもって、議決されるものでございます。なお、本案の採決につきましては、起立採決としていただいております。

以上、簡単ですが、本日提出されました、2件の議員提出議案の取り扱いについての説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、提出者であります川上議員、補足説明がありましたらお願いいたし

ます。

○ 川上委員

今回の5万人を超える署名は、約11万人の有権者のほぼ2人に1人に当たります。まさに民意が85人の巨大議会の解散にあることを鮮やかに示したものです。このように劇的な形で民意が示された以上、市議会議員はすべて市町合併に伴う議員の在任特例の適用にこだわることなく住民投票の実施を待たず、直ちに議会解散を行うことが市民に対する誠実な態度だと信じるものであります。従って、ただいま事務局からも説明がありましたとおり、市議会の即時解散の法的手続きとして、地方公共団体の議会の解散に関する特例法、昭和40年6月3日法律第118号に則り、この決議案を提出するものであります。議員各位の賛同をお願いして説明いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に議案第16号、説明のために道祖議員を委員外議員として出席を求め、説明を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。それではそのように決定いたしました。道祖議員、提出者席へどうぞ。説明をお願いいたします。

○ 道祖議員

お手元に配布しておりますように、平成19年3月30日をもって飯塚市議会を解散することを決める議員提出議案です。これは、私共議会に対して、先ほど川上議員も言われてたように5万人を超える署名が集まった。その内容は、85人の議員が多いということだと理解します。34の定数に早くするよということだろうと思います。しかし、ご承知のように2市8町の合併協議から1市4町の合併に至る経過、そういうことを踏まえますとやはり在任特例を選ばざるを得なかった。そういうふう判断しております。しかし、私共議員は5万人を超える署名については、真摯に受け止め、その中でどのような行動をとるべきかここに提案させていただいているものであります。今回、私共は12月議会に臨んでおります。12月議会には、色々な市民生活に係る議案が提出されております。これも十分に審議をし、市民生活にご迷惑のかからないように、そして3月26日に1市4町が合併されました新飯塚市の将来のために色々と議論していくべきだというふうに考えております。また、3月議会につきましては、次年度の予算を審議する場であります。そういう場でありますから、やはりこれもきちっと付託を受けて、議会に送られた私共としては、十分な議論を行い、飯塚市の将来について喧々譁々の議論を交わすべきだというふうに思っております。また、9月議会の総務委員会のなかで、総合計画についてスケジュールが示されております。その中で、行政といたしましては、新市の将来、10年間をどういう形で作っていくんだというこの総合計画、これについては、12月議会、この議会にですね、まとめて、追加議案として提出したいというふうにスケジュールの説明がっております。これは、提案されますと3月議会までに特別委員会をおそらく設置することになり、その中で1市4町が合併した新しい飯塚について、未来について協議することになると思います。そういうことを考えますとこの総合計画についてさらに言いますと、これは1市4町の合併のときに新市建設を作り、その新市建設は1市4町のもともとあった総合計画を下地にし、1市4町が合併したとしてもそれぞれの地域については、きちっと対応していく、まとまった飯塚市として作っていくというのが新市建設計画の基であります。それを下地にした総合計画が出来るということでありますので、これは付託を受けて議会に送られた旧議会で旧1市4町の議会で付託を受けて送られた議員がやはり真剣に自分たちの街の将来性について協議することが必要で、それをきちっと成立して市民の皆さんに示す必要があ

る、そういうふうに思う訳であります。従いまして、長くは言いませんけれど、そういう思いを感じ、この議案を提出しましたところ、本日76人の議員の皆さんが同意、署名して議案として提出するようになりました。この辺をご理解いただきまして、どうぞこれが成立することを強く望む次第であります。以上で終わります。

暫時休憩 12:33

再開 12:34

○ 道祖議員

先ほど私が総合計画の件について強く訴えた訳でございますが、昨日の代表者会議の中において、私は確認しておりませんでしたけれど、この総合計画の提案については、こういう事態だから12月議会には出せない、出さないというような方向だそうでございます。残念なことだと思っております。私はこれを考えたときに、今言ったように1市4町の議会の議員が総合計画について真摯に検討すべきだというふうに思っておりますので、強く言いましたけれど、。どうもこういう状況になりまして、提案が先送りになるということでもあります。この点については残念でございますが、私の発言を撤回させていただきたいと思っております。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 川上委員

ただいまの道祖議員のほうからですね、提案理由の説明がありました。職責を果たすために来年3月30日までは在任したいと、するべきであるというようにお聞きいたしました。しかし、確かに市政としてはですね、大きな課題が山積しております。しかし、今度の5万人の署名に現れた民意というのは、その山積する仕事をですね、今の85人の巨大議会に任せたくはないと。新しく作り直した34人の議会に任せたいというのが民意のあるところですね。このことを理解しなければならないと思うわけです。例えば、即時解散あるいは住民投票による解散となって審議会が出来て、それからでもですね、今山積している課題、十分にやる事が出来るわけです。このことをまず指摘したうえで2点質問します。まず1点は、この決議案、平成19年3月30日をもって飯塚市議会を解散することに関する決議案と書いてありますけれども、この決議案は飯塚市議会の解散という問題においてですね、テーマにおいて、どういう法的な拘束力、権限をもつのかお尋ねしたいと思っております。

○ 議会事務局長

議員提出議案の16号につきましては、15号とは違いまして機関意思の決定の決議でございますので、過半数の議員賛成をもってということになる機関意思の決定でございます。

○ 川上委員

少しわかりにくいですが、要するにこの決議は、議会の解散について何ら法的権限を持たないということですね。確認します。

○ 議会事務局長

15号と異なりまして法的拘束力はございません。

○ 川上委員

そこで二つ目の質問です。12月中旬にですね、議会解散の本請求が行われますと60日以内に住民投票ということになりますね。2月になると思っております。ここで行われる住民投票の結果によってですね、この議会、解散することが濃厚であります。そういう状況が提出者もわかっておるわけです。賛同者もすべてわかっておるわけです。そういう状況の基で、3月30日まで議員の地位を放棄しないと、議会を解散しないという決議案を多数で出す意図はどこにあるのかお尋ねします。

○ 道祖議員

その点については、この案文を読んでいただければ、十分にご理解いただけるのではないかと

と思っております。まず大事なことは、先ほども言いましたように本日の12月冒頭で議会を解散することがほんとに市民生活にとっていいのかどうか、私は提案するにあたって先ほども言いましたけど、やはり12月議会は粛々と議論をし、市民生活に関わる議案が出ておりますので、それは粛々と議論していくべきだというふうに思っております。また、3月議会は、大事な議会です。次年度の予算を決めます。この次年度の予算が例えば住民投票で2月4日に住民投票が行われるとしますとその日程は定かではありませんけれど、3月11日前後が投票日だろうと言われております。となりますと来年度の3月議会が4月以降にずれ込む可能性があります。とするならば予算成立が1ヶ月、2ヶ月遅れますので、市民生活に係る議案が施行されるのが遅れる、その分は私は市民生活にご迷惑をおかけするが出てくるのではないかと判断しております。

○ 川上委員

いま私は、この決議案がどういう法的な権限を持っておるのか、それからこれを出す意図はどこにあるのかということをお尋ねいたしました。いずれにしても答弁がありましたけれども、答弁はこの5万人の署名に表れた民意を反映したものであるとは到底考えられません。むしろ、議案16号ではなくて、日本共産党が提出した即時解散の決議案こそがですね、職責を民意に基づいて果たしていくという点から言っても適切であろうかという感想を述べて質問を終わります。

○ 道祖議員

先ほどから議会の解散は、地方公共団体の議会の解散に関する特例法によるというふうに言われております。それは私共も承知しております。しかし、今回、この議案を提出するにあたって、76名の議員が署名しております。いま、飯塚市は85名の議員であります。議長を除くと共産党さんを除いて76名が署名したというふうに理解しております。で、5分の4ということになりますとこれは85名中の68人以上が署名すれば今回の議案は市民の皆様にお約束をするための議案であるということも理解しております。だから、3月30日、私はあらためて、議会解散の議員提出議案を提出させていただきたい。そのときに76名の議員さん、ここに署名されている議員さんが同意していただく、こういうふうに思っております。拘束力はありません。しかし、それは議員のモラル、道義だというふうに考えております。その点について、私は署名された方々に真摯に訴えていきたい、そういうふうに思っております。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○ 委員長

質疑を終結いたします。道祖議員退席をお願いいたします。ありがとうございました。お諮りいたします。「議員提出議案の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案の取り扱いについて」は、そのように決定いたしました。その他でございますがその他でございますが案件に記載するいとまがありませんでしたので口頭にて議題とさせていただきます。議席の一部変更について、事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

議席の一部変更についてご説明を申し上げます。渡辺則秀議員の会派変更届が議長に提出され、各代表者において、63番席に森山元昭議員、78番席に渡辺則秀議員とすることの議席変更が了承されておりますのでそのように決定していただいております。本会議での取り扱いでございますが、「議席の一部変更について」を会期決定ののち、直ちに議事日程に追加し、議題としていただき、おはかりしていただいておりますので、ご審議方

よろしくお願ひいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします「議席の一部変更」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議席の一部変更について」は、そのように決定いたしました。次回の委員会は12月7日・木曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。